

令和8年度 西土佐中学校消火ポンプ取替修繕業務仕様書

- 1 修繕件名 令和8年度 西土佐中学校消火ポンプ取替修繕
- 2 修繕概要 消火ポンプユニット一式取替及び取り合い配管等修繕
(既存設備撤去及び処分等を含む)
- 3 修繕場所 四万十市立西土佐中学校敷地内(四万十市西土佐用井地内)
- 4 修繕期間 契約締結日の翌日から令和9年3月1日まで
- 5 修繕内容 別添、内訳書のとおり
- 6 留意事項
 - (1) 本修繕は、本仕様書及び別添内訳書に基づき施工すること。
 - (2) 受注者は、修繕の実施にあたり、甲種消防設備士の有資格者を配置すること。また、関連する法令等を遵守し、必要な届出・手続等を市担当職員と協議の上行うこと。
 - (3) 新設消火ポンプユニットは、テラル製「NKP-KB-NXF50×50-3-65.5-e」またはこれと同等の性能・機能を有する一般財団法人日本消防設備安全センター認定品とすること。なお、同等品を使用する場合は、事前に四万十市教育委員会に届出を行い、承認を得ること。
 - (4) 修繕は、ポンプ単体に付属する消火栓用制御盤等を含むユニット一式を取り替えるものとする。
 - (5) 修繕にあたり、消防署への届出等が必要な場合は、幡多中央消防組合四万十消防署西土佐分署へ必要書類を提出すること。
 - (6) 着工にあたっては、着工届及び業務計画書を提出し、市担当職員の承認を受けること。
 - (7) 修繕中は、学校関係者及び周辺住民への危険が無いよう十分に注意するとともに、カラーコーン等で作業エリアを明確に表示し、安全管理の徹底を図ること。
 - (8) 修繕にあたり、一時的に消火ポンプの機能を停止する場合には、事前に市担当職員と協議し指示を受けてから実施すること。
 - (9) 修繕に起因して不具合等が発生した場合は、作業を速やかに中止し、市担当職員に報告するとともに請負者の責任において復旧に努めること。
 - (10) 作業中は、作業員の危険防止について注意を払うこと。
 - (11) 作業終了後には、修繕状況の確認できる資料を提出のこと。
 - (12) 仕様書に明示のない事項及び不明な点については、市担当職員と協議し指示を受けてから実施すること。